

真の分権型社会の実現並びに地方財源の確保を求める決議

我々はこれまで、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としてその役割を一層果たせるよう、真の分権型社会の実現を求めてきた。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」について、第1次から第4次までの一括法に引き続き、平成26年から導入された「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた第5次から第7次までの一括法が成立し、平成30年3月には、第8次一括法案が閣議決定され、地方の発意に根ざした改革が進められるなど、国と地方との新たなパートナーシップの関係の下、真の分権型社会の実現に向けた改革が進んでいることは一定評価するが、この改革をより確実なものとするため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 基礎自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、これまでの数次にわたる一括法での対応にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る更なる権限移譲や、同勧告に沿った法令による義務付け・枠付けの廃止を原則とした更なる見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、「従うべき基準」の設定を行わないこと。
2. 地方が担うべき分野については所要額全額を税源移譲すべきであり、その工程を明らかにすること。その前提の下、税源移譲までの経過措置に係る具体の制度設計に当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方が必要とする総額の確保とともに、予算編成等に支障を来すことのないよう、制度の概要を早期に明示すること。
3. 地方固有の財源である地方交付税については、福祉・医療・子育て等社会保障、教育などの経常的な行政サービスや道路・橋梁等の改修費用などの財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な総額を確保すること。恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく対応すること。また、平成の大合併による合併市の実情を踏まえた普通交付税の算定方法の抜本的な見直しなど財政支援措置を早急かつ確実に講じること。
4. 国においては、地方における基金残高の増加等をもって地方財政に余裕があるかのような議論がなされているところであるが、このような議論は地方財政の実態を踏まえていないものと言わざるを得ず、国財政を優先した地方歳出の削減は断じて行わないこと。
5. 社会保障制度改革等、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、国と地方の協議の場において十分協議を行うとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な協議に当たっては、地方からの意見を的確に制度設計等に反映することができるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って提案を行い、分科会等の積極的な活用を図ること。

以上、決議する。

平成30年5月23日
近畿市長会

公立学校施設等の整備予算に関する決議

これまで、学校施設の整備については児童生徒の安全に直接関わるとともに、災害発生時の地域住民の避難拠点を確保する事業でもあることから、耐震対策を優先的に進めてきたが、一方で、自治体にとっては児童生徒急増期に建設した施設の老朽化対策等も大きな問題として直面している。

しかしながら、国の平成30年度公立学校施設整備費の予算額は、約2,000億円の要求額に対して、平成29年度補正予算を合わせても約1,300億円程度であり、その結果、全国的にこれまで耐震化をはじめ計画的に行ってきた自治体の施設整備などが見送られている状況である。

次代を担う児童生徒の良好な教育環境を確保するためのソフト・ハード両面からの整備は極めて重要であり、本来、当初予算における優先度を高めるべき政策であると考えられる。ついては、国の責任において、下記の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 学校施設等の整備に関し、平成30年度に計画する事業が、計画どおりに実施できるよう、補正予算等による財源措置を早急に実施すること。
- 2 空調設備の設置、トイレ改修とともに学校給食施設の整備など、各自治体が今後も教育環境整備を計画的に進められるよう、必要な財源を確保すること。

以上決議する。

平成30年5月23日
近畿市長会